

自動車保険における胎児の 保険給付請求の可否

岡 田 豊 基

はじめに

自動車保険の記名被保険者が交通事故により負傷し、その時に胎児であった子が出生後に傷害を生じた結果、後遺障害が残存した場合について、最高裁は平成18年3月28日判決⁽¹⁾において、当該子が自動車保険の無保険車傷害条項に基づき保険金の支払を請求することができる旨の判決を下した。これに対して、最高裁平成18年判決に先立つ下級審の裁判例では、胎児について、自動車損害賠償保障法（自賠法）16条1項の規定に基づき、加害者が自動車損害賠償責任（自賠責）保険契約を締結していた保険会社に対する直接請求権を認めるもの、および、自動車保険の搭乗者傷害条項について保険給付請求権を認めないものがある。

(1) 民集60巻3号875頁，裁判所時報1409号4頁，判時1927号142頁，判タ1207号73頁，最高裁判所判例集民事219号1047頁。判批，本山敦・月報司法書士415号40頁（2006年），同・法律のひろば59巻11号58頁（同年），山野嘉朗・民商135巻3号542頁（同年），加瀬幸喜・法律のひろば60巻1号63頁（2007年），肥塚肇雄・リマークス34号90頁（同年），森義之・ジュリ1330号141頁（同年），同・法曹時報59巻9号334頁（同年），野澤正充・速報判例解説 vol. 1・97頁（同年），西原慎治・平成18年度重要判例解説144頁（同年），草野正人・平成18年度主要民事判例解説143頁（同年），福島雄一・行政社会論集21巻2号23頁（2008年）

このように、裁判上、自動車保険において胎児の請求権の取扱いが異なっていることから、本稿において、これらの判例を概観し、自賠責保険を含むいわゆる広義の自動車保険における胎児の保険給付請求の可否⁽²⁾について検討する。

第1章 判例にみる問題点

第1節 判例の概観

【1】千葉地裁昭和63年1月26日判決⁽³⁾

<事実の概要>

X₁（原告）は、昭和52年4月2日、Y₁（被告）運転の車に衝突され、大腿骨骨折、骨盤骨折等の重症を負った。X₁は、本件事故当時X₂（原告）を懐胎し妊娠32週であり、出産予定日は同年5月3日であったが、X₂を同年4月15日自然分娩により出産した。X₂は、同年7月8日頭蓋骨癒合症の診断を受け、同年8月16日両側線状骨除去術兼形成術の手術を受け、リハビリテーションを受けたが、昭和57年2月5日症状固定し、自賠法施行令別表所定1級の後遺障害に該当する重度の脳性麻痺、四肢の運動機能障害および精神発達障害が残るに至った（以下「本件後遺障害」という。）。

X₁・X₂・X₃（X₂の父。原告）は、X₂の頭蓋骨癒合症および本件後遺障害は本件事故によって生じたものである旨主張し、（一）Y₁に対し、（1）X₂は、治療費、逸失利益、慰藉料、介護費用等合計1億640万389円とこれに対する年5分の遅延損害金の支払を求め、（2）X₁・X₃は、X₂に本件後遺障害が残ったことを理由として、慰藉料各300万円の支払

(2) 筆者は、最高裁平成18年判決について評論を行っている（判評575号25頁（判時1947号195頁）（2007年）参照）。その後、本判決を巡っては、有益な論文が数多く公開されていることから、それらを踏まえながら、自動車保険における胎児の保険金請求の可否について再度検討を行いたい。

(3) 判時1289号123頁、交民集21巻1号100頁。

自動車保険における胎児の保険給付請求の可否

を求め、(二) Y_1 と自賠責保険契約を締結していた Y_2 損害保険会社(被告)に対し、 X_2 は、自賠法16条1項に基づき損害賠償額の支払として本件事故当時における後遺障害一級についての自賠責保険金額1500万円とこれに対する本件訴状送達の日翌日から年5分の遅延損害金の支払を求めた。

〈判旨〉一部認容、一部棄却。

「 X_2 が被った二次性の頭蓋骨縫合癒合症及び重度の脳性麻痺は、本件事故との間に相当因果関係があると認めるのが相当である。」

「被害者は、自賠法3条の規定に基づいて保有者に対し損害賠償請求権を取得するのは別個に、独立の権利として、同法16条1項の規定に基づき保険会社に対する直接請求権を取得するのであり(最高裁昭和……39年5月12日第三小法廷判決・民集18巻4号683頁, 最高裁昭和……57年1月19日第三小法廷判決・民集36巻1号1頁, 最高裁昭和……61年10月9日第一小法廷判決・判例時報1236号65頁), その直接請求権は、被害者の保護という社会政策的理由から、法が特別にこれを定めたものと解するのが相当であるから、保険会社の損害賠償額支払債務は、期限の定めのない債務として、被害者から履行の請求を受けた時から遅滞に陥るものと解するのが相当である(前記最高裁昭和61年10月9日判決……)。」

「1 X_2 の Y_1 に対する請求は、5187万7500円及び弁護士費用を除く5077万7500円に対する本件事故の日翌日の昭和52年4月3日から完済に至るまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度において正当であり、これを認容すべきであるが、その余は不当であるから、これを棄却すべきである。」

2 X_2 の Y_2 保険会社に対する請求は、すべて正当であり、これを容認すべきである。」

【2】岐阜地裁大垣支部平成6年7月29日判決⁽⁴⁾

<事実の概要>

X₁（原告）は、平成5年1月1日、夫X₂（原告）所有の自家用小型自動車を運転して道路上を走行中、ハンドル操作を誤り、本件自動車を道路側の自動販売機に衝突する事故を起こした。

X₁は、本件事故当時妊娠中であり、翌2日、帝王切開により男児Aを出産したが、翌3日死亡したため、X₁・X₂は、Aの死亡は本件事故に起因することが明らかであるとし、本件自動車について自動車保険契約を締結していたY損害保険会社（被告）に対し、搭乗者傷害保険金1000万円の支払を求めた。これに対して、Y保険会社は、本件事故当時、Aは胎児であるから、搭乗者傷害条項の被保険者となりえないなどとして保険金の支払を拒絶した。

<判旨>請求棄却。

「一 私権の発生は、出生による。したがって胎児には、特別な規定がない限り、権利能力を有しない。これが民法の大原則である。これらの規定は、権利の発生に関するものであるから、強行法規であって、契約自由の原則の範疇に入らない。そうすると本件において、事故当時、Aが被保険者である地位にないかぎり保険契約上固有の権利主体として、保険金を請求することはできない。

二 ところで本件保険契約の約款第4章1条に、被保険者とは搭乗中の『者』と明記している。原告はこの規定は、『正規の乗車用構造装置のある場所』に意義があり、事故当時法人格を有する者に限定した趣旨ではないと言うが、確かに前者に重点があり、そのことを強調した趣旨ではあるが、だからといって法人格を前提にしたものではないとか、まして法人格がなくてもよいことまでを規定したものとは到底解せられな

(4) 判タ872号281頁。いわゆる任意の自動車保険を構成する保険（条項）について、【2】では搭乗者傷害保険と表現されているが、本稿では搭乗者傷害条項と表現する。

い。

三 そして同条によれば、保険金給付債務の発生事由、つまり条件は、被保険者が『傷害』を被ったときである（死亡保険金の給付は、保険事故たる傷害の結果に応じた保険金給付の内容であって、死亡そのものが保険事故となっているわけではない）。ここに傷害とは、自然人たる身体の完全性を害する概念であり、そこには当然自然人を前提としたものである。

四 次に搭乗者傷害保険は、保険法学上、傷害保険であり、これは保険法の定める損害保険と生命保険のいずれの範疇にも入らない第三者の形態である。そしてその解釈は、これらの保険に関するものによるところ、前者における『被保険者』とは、保険者と保険契約者との間の契約により、被保険利益の帰属主体として、保険事故が発生した場合に保険金を受け取る権利を与えられた者を言い、後者のそれは、その生死が保険事故とされている者を言う。このような観点からも、被保険者は、自然人を指すと言わなければならない。

五 そして仮に本件において、出生によって権利能力が発生したとすれば、停止条件によるか、解除条件によるかはともかく、Aは（正確な意味での保険の対象となる事故であるかはともかく）保険事故のときに搭乗者傷害保険の『傷害』についての保険金請求権を取得する（そしてその後の死亡により、給付の内容が死亡保険金になる）ことになるが、それはとりもなおさず、原告も否定している、民法の大原則に反して、特別の法規なくして、胎児に権利能力を認めることになり、不合理であろう。

六 原告が主張するように、本件のAのような場合、すなわち出生前に事故の衝撃により（それを胎児の傷害というか、母親の傷害というかはともかく）、自己または母親に傷害を受け、その結果出生後死亡した事例において、事故時は権利主体ではない胎児であるとか、傷害にあらず、保険の保護の対象に該当しないというのは、被害者に余りに酷で

あるから、弱者救済の観点から、このような場合にも保険事故の対象とすべきであるとの論理は、まことに傾聴に値するもので、将来大いに検討を要する問題ではあろう。しかし本件での保険契約（約款）が、事故時に胎児で、その後出生して法人格を取得した者までも被保険者としていとは到底認め難い。そして原告の主張を認めると、胎児が後に出生し、その後死亡した場合は保険金の給付が受けられ、より被害が深刻な胎児が流産した場合にはまったく救済が得られずかえって矛盾が拡大することも見落とせない。したがってこれらの矛盾や不公平を是正するには、より抜本的な法の改正か保険制度の創設あるいは明確な約款によってその解決を図るべきである。」

「そうすると原告の本訴請求は、証拠に基づく事実認定をするまでもなく、理由がなく失当であるからこれを棄却」する。

【3】富山地裁高岡支部平成15年3月30日判決⁽⁵⁾

＜事実の概要＞

X₁（原告）はX₂（原告）の父であり、X₃（原告）はX₂の母である。平成11年1月5日午前10時頃、X₃の運転する自動車（以下「被害車両」という。）が、交通整理の行われていない交差点において、Y₁会社（被告）に雇用されているY₂（被告）の運転する自動車（以下「加害車両」という。）と衝突する事故（以下「本件事故」という。）が発生した。本件事故は、Aの加害車両の運転における過失に起因するものである。本件事故当時、X₃は、妊娠34週目であったが、本件事故後運ばれた病院で緊急帝王切開手術を受けて、同日午後0時58分、X₂を出産した。X₂は、重度仮死状態で出生し、「低酸素性脳症、てんかん」の傷害を負い、病院に入院して治療を受けた。平成12年12月5日、X₂の症状が固定し、重度の精神運動発達遅滞（痙性4肢麻痺）の後遺障害が残存した。X₂の後遺障害は、自賠法施行令（平成13年政令第419号による改正前のも

(5) 民集60巻3号887頁、判時1841号135頁。

自動車保険における胎児の保険給付請求の可否

の)別表第1級3号に該当する。X₂の前記傷害および後遺障害(以下「本件傷害等」という。)は、本件事故により引き起こされたものである。

X₁は、Y₃損害保険会社(被告)との間で、被害車両を被保険自動車とし、X₁を保険証券記載の被保険者(記名被保険者)とする自動車保険契約(以下「本件保険契約」という。)を締結していた。本件保険契約に係る保険約款(以下「本件約款」という。)には、無保険車傷害条項があった。同条項は、加害車両が無保険車である場合、すなわち、任意自動車保険に加入していない場合に、加害者に対して賠償請求することができる額を保険金として支払うというものである。

X₁らが、Y₃保険会社に対し、X₂に生じた本件傷害等によってX₂らが被った損害について、本件約款の無保険車傷害条項に基づいて保険金およびこれに対する遅延損害金の請求をした。これに対して、Y₃保険会社は、本件事故当時胎児であったX₂は、本条項にいう被保険者に該当しないとして、保険金等の支払を拒否したことから、X₁らがこれらの支払を訴求した。

<判旨>請求認容。

「本件約款第3章第2条の文言からすれば、被保険者は一見自然人のみが予定されているようにも解され得る。しかし、胎児が『……親族』(同条3号)、『……子』(同条4号)、『……者』(同条5号)のいずれかに該当すると解することも文言上不可能とはいえず、本件保険契約の法的性格及び本件約款の趣旨を踏まえて解釈する必要がある。

そこで、この点を見るに、本件約款では、まず、第1章賠償責任条項において、『当会社は、保険証券記載の自動車(以下「被保険自動車」といいます。)の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害すること(以下「対人事故」といいます。)により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この賠償責任条項および一般条項に従い、保険金を支払います。』とされている(第1条第1項)。ここにいう『法律上の損害賠償責任』には民法

上の不法行為に基づく損害賠償責任が含まれ、上記条項は、被保険者が民法上の不法行為に基づく損害賠償責任を負担した場合にそのことによって被保険者が被る損害を填補することを中核としているものと解されるから、上記条項にいう『他人』とは、胎児（民法721条により不法行為に基づく損害賠償請求について権利能力を有するとされている。）を含むものと解するのが相当である。他方、本件約款のうち第3章無保険車傷害条項は、無保険自動車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命が害されること、または身体が害されその直接の結果として後遺障害が生じることによって被保険者等が損害を被った場合にその損害を填補するものであり、賠償義務者のない場合は保険金支払の対象とはならない（第1条第1号）。このような賠償責任条項と無保険車傷害条項の規定の仕方を対比すれば、保険事故については基本的に両者同一のものを想定していると考えられ、賠償責任条項第1条第1項にいう『他人』に胎児が含まれるのと同様、無保険車傷害条項第2条の被保険者にも胎児が含まれるものと解するのが相当である。

したがって、原告 X₂ は本件保険契約の被保険者であり（本件約款第3章第2条のうち第3号、第4号、第5号のいずれかに該当する。）、保険金支払の対象となるものと認められる⁽⁶⁾。

【4】名古屋高裁金沢支部平成17年5月30日判決（【3】の控訴審⁽⁷⁾）

<事実の概要>

Y₃ 保険会社（被告・控訴人）が原審判決を不服として、控訴した。

<判旨>控訴棄却。

「(1) 本件保険契約中の無保険車傷害条項に基づく無保険車傷害保険は、無保険自動車の所有、使用又は管理に起因して、被保険者の生命

(6) 【3】に対する批判について、山野・前掲注(1)553頁参照。

(7) 民集60巻3号911頁，交民集38巻3号635頁。いわゆる任意の自動車保険を構成する保険（条項）について，【4】では無保険車傷害保険と表現されているが，本稿では無保険車傷害条項と表現する。

自動車保険における胎児の保険給付請求の可否

が害され、又は身体が害されてその直接の結果として後遺障害が生じること（無保険車事故）によって被保険者又はその父母、配偶者（内縁を含む。）もしくは子が被る損害（同条項9条に定める損害額）について、同条項3項（2）所定の損害賠償義務者がある場合に限り、保険会社が、保険証券記載の保険金額を限度として、無保険車事故により損害を被った被保険者、被保険者の父母、配偶者又は子（保険金請求者）に対して、保険金を支払うことを目的とする保険であり、無保険車傷害条項2条は、同条項における『被保険者』を記名被保険者（1号）、記名被保険者の配偶者（2号）、記名被保険者又はその配偶者の同居の親族（3号）、記名被保険者又はその配偶者の別居の未婚の子（4号）、被保険自動車の正規の装置又は当該装置のある室内に搭乗中の者（5号）のいずれかに該当するもの（以下、上記各被保険者を『1号被保険者』などと略記することがある。）と定めている。

（2） X_2 は、本件事故発生直後に出生したのであって、本件事故発生当時は、 X_3 の胎内にあって、未だ出生していなかったところ、無保険車傷害条項2条が定める『被保険者』は上記（1）のとおりであって、その文言を形式的にみると、上記各『被保険者』はいずれも自然人に限られるように解されないではなく、そうすると、無保険車傷害条項には民法721条のような胎児の出生擬制を定める条項はないから、本件事故当時未だ出生していなかった X_2 は、無保険車傷害条項2条が定める上記『被保険者』の各号のいずれにも該当しないことになりそうである。

しかしながら、本件事故発生当時、 X_2 は、胎児として X_3 の胎内にあって、その身体の一部を構成していたところ、……認定説示したところによれば、本件事故により、 X_3 の胎内にあった X_2 について本件後遺障害の原因事実が発生したのであり、 X_2 の本件後遺障害は、母胎である X_3 の身体に対する本件事故による侵害の直接の結果にほかならないのである……。そして、 X_2 の出生は、本件後遺障害の原因状態を担った X_2 が母胎である X_3 の身体から分離することで独立の法的人格を取得す

る過程と観念すべきものである。他方、 X_3 は、記名被保険者である X_1 の配偶者として、無保険車傷害条項における2号被保険者（記名被保険者の配偶者）であり、また、2号被保険者の子は、『記名被保険者又はその配偶者の同居の親族』に含まれるため、3号被保険者に該当することが明らかである。そうすると、 X_2 は、本件事故発生時において、 X_3 の身体の一部として2号被保険者としての同第1審原告に包摂されていたのであるが、その出生により、同第1審原告から分離して独立の法的人格を取得し、そのことで、同第1審原告の被保険者としての地位を承継しつつ、同第1審原告の子として3号被保険者の地位を取得するに至るものと解するのが相当である。

したがって、 X_2 の本件後遺障害は、無保険車である加害車両の使用に起因して発生した本件事故が X_3 の胎内にあった X_2 に作用して直接発生したものというべきであり、 X_2 は、無保険車傷害条項1条に定める侵害客体としての『被保険者』に該当するとともに、同条項3条7号に定める保険金請求者としての『被保険者』にも該当するものいうべきである。これによって、無保険車事故により妊婦の胎内にあった胎児に後遺障害が生じた場合において、その胎児が胎内にある限りは、妊婦自身が、その身体の一部に生じた後遺障害として無保険車傷害保険金による損害の填補を受けられるのに、その後遺障害を受けた身体の一部である胎児が出生により母体から分離して別個の人格を形成した場合には、その母親のみならず、子までもが同保険金を請求できないという不合理な事態を回避することができるし、また、このように解してこそ、無保険車傷害保険が、被保険者の範囲を記名被保険者、その配偶者、記名被保険者又はその配偶者の同居の親族等を『被保険者』と定めて、自ら保険契約を締結して自動車事故による危険に備えようとする記名被保険者……とその家族を無保険車事故から保護しようとする同保険の制度趣旨にも沿うことは明らかである……。

(3) Y_3 保険会社は、無保険車傷害保険は、自賠償保険や対人賠償

自動車保険における胎児の保険給付請求の可否

保険のような責任保険……とは異なり、被保険者が無保険車事故により直接生命を害され、又は身体を害されて後遺障害が生じたことによって被る損害を填補することを目的とする、いわば被害者側の立場にあることを前提とする保険であるから、保険者が危険を担保しようとする被保険者の範囲が責任保険の場合の損害賠償請求権者と異なっても不合理ではなく責任保険において、民法721条の適用又は類推適用等により、胎児が損害賠償請求者に含まれるものとしても、そのことは、無保険車傷害保険の被保険者に胎児が含まれると解すべき根拠とはならない旨主張する。

しかし、本件保険契約に適用される無保険車傷害条項の定める『被保険者』には胎児がないことは明記されていないのであるから、上記無保険車傷害条項の『被保険者』に胎児が含まれるか否かは、同条項の解釈問題にはかならないところ、上記（2）で説示したとおり、本件保険契約に適用される無保険車傷害条項の『被保険者』としての2号被保険者又は3号被保険者には、本件事故発生当時被保険者である母親の胎内にあって、本件事故直後に出生したX₂のような胎児を含むと解すべきであるから、Y₃保険会社の上記主張は、無保険車傷害保険がその主張のとおり責任保険の性質を有しないものであるか否かにかかわらず、これを採用することができない……。

また、Y₃保険会社は、仮に胎児が無保険車傷害保険の被保険者に含まれるとしても、保険金支払義務は保険事故が発生した時に生ずるものであるところ、胎児は、保険事故発生時には未だ権利能力を有していないから、保険金請求権が帰属する権利主体とはなり得ない旨主張する。

しかし、上記のとおり、被保険者である妊婦の母胎にあって、無保険車事故により後遺障害が生じた胎児について、母胎にある間は被保険者である妊婦が無保険車傷害保険の保険金請求権者として存在し、上記胎児が出生して法的人格を得た後はもとより自己が被保険者として保険金請求権者となるのであり、また、無保険車傷害保険における後遺障害に

係る無保険車事故とは、『無保険自動車の所有、使用または管理に起因して、被保険者の……身体が害されその直接の結果として後遺障害が生ずること』であるから、事故の発生のみならず、被保険者が事故によって負傷し、かつ、後遺療害が残存することをも必要とし、事故の発生から後遺障害残存確定までの一定程度の時間的な幅を持った事象を包摂する概念であるということができ、そうすると、上記のとおり、無保険車傷害保険の被保険者と認められる X_2 は、後遺障害が残存することが確定し、これをもって、無保険車事故が完成した時点では、既に自然人として権利能力を有し、同保険金請求権の帰属主体となると解することができるから、 Y_3 保険会社の上記主張も、採用できないというべきである。

(4) X_2 の後遺障害が、本件保険契約の無保険車傷害条項3条(1)(イ)の別表Iに掲げる後遺障害等級表の後遺障害等級第1級に該当することは明らかである。

そうすると、 X_2 は、3号被保険者として、 X_1 及び X_3 は、その父母として、本件保険契約に適用のある無保険車傷害条項に基づき、 Y_3 保険会社に対し、 X_2 が本件事故により生じた本件後遺障害により被った損害の額(ただし、同条項9条により算定された額)について、本件保険契約の保険証券記載の金額である2億円を限度として、保険金の支払を請求することができる。

(5) そこで、本件保険契約における無保険車傷害保険金の保険金額について検討するに、無保険車傷害条項が後遺障害の発生を保険金支払義務の発生事由とするものの、その填補しようとするのは、無保険車事故の発生と相当因果関係の認められる損害であると解されるから、後遺障害に係る損害部分に限定されず、傷害による損害部分(治療費、入院雑費、付添看護費用等)も含まれ、弁護士費用や遅延損害金についても、前者は、第1審原告らが加害者である第1審被告 Y_2 及び同 Y_1 に対する損害賠償請求訴訟を提起しており、それに伴って出費を余儀なくされた

自動車保険における胎児の保険給付請求の可否

相当な損害として、後者も事故と相当因果関係のある損害として、いずれも上記保険金によって填補されるものと解するのが相当である。⁽⁸⁾

【5】最高裁平成18年3月28日判決（【4】の上告審）

＜事実の概要＞

Y₃ 保険会社（被告・控訴人・上告人）が原審判決を不服として、上告した。

＜判旨＞上告棄却。

「民法721条により、胎児は、損害賠償の請求権については、既に生まれたものとみなされるから、胎児である間に受けた不法行為によって出生後に傷害が生じ、後遺障害が残存した場合には、それらによる損害については、加害者に対して損害賠償請求をすることができる」と解される。前記事実関係によれば、被上告人 X₂ には、胎児である間に発生した本件事故により、出生後に本件傷害等が生じたのであるから、被上告人らは、本件傷害等による損害について、加害者に対して損害賠償請求をすることができるものと解される。

また、前記の本件約款の定めによると、無保険車傷害条項に基づいて支払われる保険金は、法律上損害賠償の請求権があるが、相手自動車が無保険自動車であって、十分な損害のてん補を受けることができないおそれがある場合に支払われるものであって、賠償義務者に代わって損害をてん補するという性格を有するものというべきであるから、本件保険契約は、賠償義務者が賠償義務を負う損害はすべて保険金によるてん補の対象となる（ただし、免責事由があるときはてん補されない。）との意思で締結されたものと解するのが相当である。

そして、X₂ は、本件保険契約の記名被保険者の子であり、上記のとおり、被上告人らは、本件傷害等による損害について、加害者に対して損害賠償請求をすることができるのであるから、被上告人らは、本件傷

(8) 【4】に対する批判について、山野・前掲注(1)553頁～554頁参照。

害等による損害について、記名被保険者の同居の親族……に生じた傷害及び後遺障害による損害に準ずるものとして、本件約款の無保険車傷害条項に基づく保険金を請求できると解するのが相当である。

したがって、本件傷害等による損害について、被上告人らは、本件約款の無保険車傷害条項に基づいて保険金の請求をすることができると思した原審の判断は、正当として是認することができる。論旨は採用することができない。」

第2節 判例に見る問題点

【1】は、自賠法・自賠責保険を巡る事案である。裁判所は、本件事故当時胎児であった X_2 について、本件事故と後遺障害との間に相当因果関係を認めたとえ、自賠法16条1項の規定に基づき、加害者 Y_1 が締結していた自賠責保険契約に基づき Y_2 保険会社に対する直接請求権を認めている。裁判所は、胎児の加害者に対する損害賠償請求権を認めているといえるものの、その法的根拠を明確にしていないが、民法721条の規定が根拠になると考えられるであろう。そうであるとして、裁判所は、自賠法16条1項の規定の適用される範囲について、同条の有する被害者の保護という政策的理由を根拠として事故当時胎児であった者に対しても広げている。これらのことから、【1】を巡っては、①胎児の損害賠償請求権の有無を確認すること、②自賠法16条1項の規定が定める被害者による直接請求の可否を確認することが必要であると考えられる。

【2】は、自動車保険の搭乗者傷害条項を巡る事案である。裁判所は、①胎児は、特別な規定がない限り、権利能力を有しないこと、②搭乗者傷害条項の被保険者とは搭乗中の者、すなわち、自然人であること、③搭乗者傷害条項の保険事故は、被保険者である自然人が傷害を被ることであること、④胎児が保険給付請求権を取得することは民法の大原則に反することを理由として、胎児が被保険者の範囲に含まれない旨を判示している。これらのことから、【2】を巡っては、①胎児の権利能力の

自動車保険における胎児の保険給付請求の可否

有無、②搭乗者傷害条項にいう被保険者の範囲を確認する必要があると考えられる。

【3】～【5】は、自動車保険の無保険車傷害条項を巡る事案である。本件事故当時胎児であった X_2 が、本件事故によって重度仮死状態で出生し、傷害を負い、後遺障害を被ったこと等から、 X_2 およびその両親 X_1 ・ X_3 らが、本件約款の無保険車傷害条項に基づき、Y保険会社に対して保険金等の支払を請求した事案である。これについて、最高裁は、【5】において、 X_2 は、民法721条に基づき加害者Aに対して損害賠償を請求することができる⁽⁹⁾とし、本条項は、賠償義務者に代わって損害を填補する性格を有するものであるから、本件保険契約は賠償義務者が賠償義務を負う損害を填補対象とすると判断するとともに、 X_2 は、本件保険契約の記名被保険者の子であるゆえに、本件傷害等による損害について、記名被保険者の同居の親族に生じた傷害および後遺障害による損害に準ずるものとして、本条項に基づく保険給付請求を認めている。これらのことから、【3】～【5】を巡っては、① X_2 は加害者Aに対して損害賠償を請求することができるか否か、②本条項においていかなる損害が填補されるか否か、③ X_2 は、本件傷害等について、本条項にいう被保険者に該当し、本条項に基づき、Y保険会社に対して保険金の支払を請求することができるか否か、ということを確認する必要がある。

これらのことから、以下、胎児の権利能力および損害賠償請求権の有無、搭乗者傷害条項および無保険車傷害条項の保険給付請求の可否について検討することとする。

(9) 【5】において、最高裁は、保険契約の当事者の意思解釈を前面に出すとともに、被保険者ではなく損害に着目して約款解釈を行い、保険金の支払を肯定する結論を導いており、胎児が被保険者に含まれるか否かという点について正面から答えていないとする批判がある。本山・前掲注(1)月報44頁参照。

第2章 検 討

第1節 胎児の権利能力・損害賠償請求権の有無

【2】において、保険事故当時胎児であった者が権利能力を取得できるか否かについては、民法の原則によることになる。民法3条1項は、私権の享有は出生に始まるとして、出生の時をもって自然人の権利能力の始期としており、出生とは、胎児の身体の全部が母体から出たことを意味する⁽¹⁰⁾。その限りにおいて民法3条1項の反対解釈として、出生前の胎児は権利主体とならないとの結論が導かれることから、原則として、胎児の権利能力はないこととなる。

つぎに、【1】および【3】～【5】において、保険事故当時胎児であった者は加害者に対して損害賠償を請求することができるか否かについては、民法の原則によることになる。民法721条は民法3条1項の例外規定として、胎児の権利能力取得が損害賠償請求権の発生すべき時点まで遡及することを認め、子と胎児の均衡を考えて、損害賠償に関して胎児の権利能力を擬制し、胎児の利益を保護している。民法721条が適用されるためには、①胎児が不法行為の時に懐胎されていたこと、②胎児が事後に生きて生まれてきたこと、③不法行為が胎児自身に対するものであるか、胎児以外の第三者に対するものであるかを問わないことを必要とする⁽¹²⁾。また、民法721条によって権利能力を擬制することの法的性

(10) 山本敬三『民法講義Ⅰ総則(第2版)』34頁(有斐閣・2005年)、潮見佳男『民法総則講義』39頁(有斐閣・2005年)、大村敦志『基本民法Ⅰ総則・物権総論(第3版)』180頁～181頁(有斐閣・2007年)、内田貴『民法Ⅰ総則・物権総論(第4版)』92頁～93頁(東京大学出版会・2008年)。民法3条1項が民法1条ノ3として規定されていた時の解説として、谷口知平編『注釈民法(1)総則(1)』156頁～165頁(有斐閣・1983頁)(谷口知平筆)、谷口知平=石田喜久夫編『新版注釈民法(1)総則(1)』222頁～233頁(有斐閣・1988年)(谷口知平筆)参照。

(11) 加藤一郎編『注釈民法(19)債権(10)』340頁(有斐閣・1965年)(植林弘筆)。

自動車保険における胎児の保険給付請求の可否

質ないし法律効果の解釈に関して、いわゆる停止条件説と解除条件説と⁽¹³⁾が存在する。これらのことから、民法上、胎児は損害賠償請求権については権利能力を有することが認められているということが分かる。

第2節 自賠法の規定の適用範囲

1. 胎児の他人性

自賠法3条によれば、自己のために自動車を運行の用に供する者は、その運行によって他人の生命または身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責任を負担しなければならない。この他人の中に、胎児が含まれるか否かが問題となる。この他人とは、自己のために自動車を運行の用に供する者および当該自動車の運転者を除く、それ以外の者⁽¹⁴⁾をいい、当該自動車の同乗者もこれに含まれる。また、この他人の範囲を検討する場合には、具体的な事実関係の下でその被害者が他人に該当⁽¹⁵⁾するか否かを判断すべきであるとされる。

この他人に胎児が含まれるか否かについて、【1】では、その理由を明らかにすることなく、被害者＝他人に含まれると判示している。自賠法上、自動車の運行に起因した事故により被害者となった者が加害者に対して損害賠償請求権を有することから、また、自賠法4条は、損害賠償責任については、自賠法3条の他に民法の規定の適用を認めていることから、たとえ胎児であっても、民法721条に基づき損害賠償請求権を有する限りにおいて、自賠法上の他人に該当するものと解するのが当然であろう。このことは、自賠法1条に定める被害者の保護を図るという

(12) 加藤・前掲注(11)340頁～341頁(植林筆)。

(13) 加藤・前掲注(11)342頁(植林筆)。

(14) 最判昭和42年9月29日判タ211号152頁。木宮高彦＝羽成守＝坂東司朗編『注釈自動車損害賠償保障法』39頁(有斐閣・1986年)(木宮高彦＝羽成守筆)参照。

(15) 最判昭和47年5月30日民集26巻4号894頁。木宮他編・前掲注(14)39頁(木宮＝羽成筆)参照。

自賠法の趣旨に合致するものである。それゆえに、【1】の結論は妥当といえよう。

2. 自賠法16条1項の適用範囲

自賠法16条1項では、被害者は、保険会社に対して、保険金額の限度において、損害賠償額の支払をなすべきことを請求することができるとして、被害者に直接請求権を認めている。その趣旨については、被害者を表面に浮かび上がらせるとともに、保険会社を損害賠償についての交渉の当事者に引き出し、被害者に対する迅速な保護・救済を期したものであるとされている。⁽¹⁶⁾

【1】では、最高裁の判例を引用し、直接請求権は、被害者の保護という社会政策的理由から、法が特別にこれを定めたものと解するのが相当であるとして、自賠法16条1項の規定が胎児にも及ぶ旨を判示している。自賠法16条1項の規定の趣旨からして、妥当な結論といえよう。

以上のことからして、たとえ事故当時胎児であった者であっても、自賠法上、3条にいう他人に該当し、16条1項に基づいて保険会社に対して直接に損害賠償を請求できると解される。

第3節 搭乗者傷害条項

1. 搭乗者傷害条項の概要

搭乗者傷害条項（以下、本節で「本条項」ということがある。）は、自動車総合保険（PAP）と自家用自動車総合保険（SAP）とに自動付帯される保険であって、保険証券記載の自動車（被保険自動車）の正規の乗車用構造装置のある場所に搭乗中の者（被保険者）が、被保険自動車の運行に起因する事故、または被保険自動車の運行中の、飛来中もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または被保険自動車の落下という

(16) 東京地判昭和42年11月27日判時500号21頁。木宮他編・前掲注(14)133頁（坂東司朗筆）参照。被害者の直接請求権に関する一般的理解について、山下友信『保険法』436頁（有斐閣・2005年）参照。

自動車保険における胎児の保険給付請求の可否

急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った場合、被保険自動車に付保されている本条項および一般条項に従って保険金が支払われる保険であり（SAP 搭乗者傷害条項 1 条 1 項）、加害者の有無を問うことなく保険金は定額給付される（同 4 条～ 8 条）⁽¹⁷⁾。

本条項は、被保険者自身が人身事故にあつて傷害を被りまたは死亡した場合、入院治療費および収入減の補充という経済的ニーズが発生することから、被保険者の救済を被保険者自身が付けた保険により実現するものである⁽¹⁸⁾。

2. 搭乗者傷害条項における保障範囲・法的性質

本条項は、前述のように、被保険者が被保険自動車の運行に起因する急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被った場合に、その受傷の程度に応じて、加害者の損害賠償責任の成否とは無関係に、搭乗者保険金が支払われる定額給付型の人保険である⁽¹⁹⁾。この保険金の給付は、加害自動車保有者の付保する自賠責保険および任意対人賠償条項、被害者が搭乗した自動車の保有者が付保する無保険車傷害条項および自損事故条項によるすべての給付、社会保険給付、ならびに加害者の損害賠償と重複して行われる⁽²⁰⁾。

本条項を自動車傷害保険というシステムの中でとらえると、本条項は自損事故保険および無保険車傷害条項とともに、自動車事故による傷害を固有の担保危険とする自動車傷害保険の一翼を担うものであり、自賠責保険および対人賠償保険を補完し、これと協働することが予定されており、とくに、自動車保有者の損害賠償責任の有無、賠償額の範囲および因果関係の存否について立証が困難な損害ないし費用の支出に備える

(17) 鴻常夫編集代表『注釈自動車保険約款（上）』330頁（有斐閣・1995年）（金澤理筆）。

(18) 鴻・前掲注(17)329頁（西島梅治筆）。

(19) 鴻・前掲注(17)332頁（金澤筆）。

(20) 拙稿「保険契約と損害賠償との調整——搭乗者保険における損益相殺の可否を中心として——」神戸学院法学31巻2号133頁（2001年）。

方法として、有効かつ適切な手段であるといえる。また、これを単独にとらえると、本条項は定額給付型の人保険であり、それゆえに、被害者（＝被保険者）またはその法定相続人に損害があるか否か、加害者（＝保険契約者）に賠償責任があるか否かを問うことなく、定額の保険金が支払われるということになる。すなわち、約款上、本条項は損害填補型の保険ではないとされている点に特徴がある⁽²¹⁾。

3. 搭乗者傷害条項における胎児の保険給付請求の可否

本条項にいう被保険者とは、「被保険自動車の正規の乗車用構造装置のある場所に搭乗中の者」をいう（SAP 搭乗者傷害条項1条⁽²²⁾）。被保険自動車に搭乗中の保有者、運転者および同乗者がを含むが、車外にいるときの保有者・運転者は除外され、本条項の法的性質が傷害保険であることから、本条項の被保険者とは保険事故の客体となる者を指し、保険給付請求権の帰属主体となる者ではないとされる⁽²³⁾。

これらのことから、【2】において、 X_1 は被保険者に該当するゆえに保険金を請求しうるのに対して、Aは請求しえないと考えられる。というのは、 X_1 の請求権を認めるのは、【2】において、 X_1 は被保険者に該当し、傷害を被ったという本条項が定める要件を充足するからであり、また、その前提として、 X_1 が権利能力を有するからである（民法3条1項）。これに対して、Aは事故当時胎児であったことから、権利能力を有する立場にはない。それゆえに、本条項にいう被保険者は自然人をいうと解するべきであろう。というのは、本条項では、被保険自動車に搭乗中に傷害を被った者が保険事故の対象となり、保険金が支払われるわけであるが、それは本条項に定める要件を充足するということの他に、その者に権利能力が備わっていることが必要とされ、権利能力がない限り、そもそもその者には請求権は発生しないと解されるからである⁽²⁴⁾。

(21) 拙稿・前掲注(20)133頁～134頁。

(22) 鴻・前掲注(17)330頁（金澤筆）。

(23) 鴻・前掲注(17)333頁～334頁（金澤筆）。

第4節 無保険車傷害条項

1. 無保険車傷害条項の概要

無保険車傷害条項（以下、本節で「本条項」ということがある。）は、PAPとSAPとに自動付帯される保険であって、被保険者または保険証券記載の自動車（被保険自動車）に搭乗中の者が、無保険自動車の所有、使用または管理に起因して生命が害されること、または、身体が害され、その直接の結果として後遺障害が生じることによって、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害について、賠償義務者がある場合に限り、被保険自動車に付保されている賠償責任条項の保険金額の範囲内で填補する保険である（SAP無保険車傷害条項1条・4条⁽²⁵⁾）。

自動車保険の付保は任意であることから、これを付保しないまま運行される自動車の数は多い。さらに、これを付保している自動車であっても、対人賠償保険の保険金額が十分な金額でない場合もあることから、加害者の賠償資力によって被害者が十分な損害賠償を得られるか否かが左右される。そこで、本条項は、加害者が対人賠償保険等を付保していないか、これを付保しているとしても保険金額が低額であるために十分な補償が得られない場合等、加害車両がいわゆる無保険自動車である場合に対応するものである（同4条⁽²⁶⁾）。

(24) 【2】について、被保険者の概念は、保険事故発生の客体が人であることを定めるものであり、権利能力を本質的要素とするものではないとする批判がある（肥塚肇雄「自動車傷害保険の『被保険者』の意義と『胎児』の法的性質」賠償科学32号93頁（2005年））。

(25) 山野嘉明「無保険車傷害保険」金澤理＝塩崎勤編『裁判実務大系26巻損害保険訴訟法』373頁（青林書院・1996年）、同・前掲注(1)548頁～549頁、肥塚肇雄『無保険車傷害保険と保険者免責の法理——人的免責条項の法的性質に関する研究——』126頁（信山社・2001年）参照。

(26) 石田満＝海老名惣吉編『自動車保険の基礎知識』293頁（海文堂・1979年）（石田満筆）、倉八保治＝野崎美樹「無保険車傷害条項と保険者の責任」田辺康平＝石田満編『新損害保険双書2自動車保険』295頁（文眞堂・1983年）、鈴木辰紀「判批」判評357号61頁（判時1285号215頁）（1988

2. 無保険車傷害条項における填補範囲・法的性質

【3】～【5】のように、事故当時胎児であった者につき、本条項に基づいて保険金の請求を認めるか否かという問題を検討する場合、本条項の填補範囲を確認する必要がある。というのは、本条項の法的性質に関する考え方にはいわゆる傷害保険説と責任保険説とがあり⁽²⁷⁾、【3】～【5】において、 X_2 は、加害車両の運行供用者Aに対して損害賠償請求権を有していると解されるが（民法721条）、事故当時胎児であったゆえに、損害賠償請求権以外の権利能力は有していなかったと解されることから（民法3条1項）、本条項が傷害保険（ファースト・パーティ保険）であるとするれば、 X_2 は権利能力を有していないゆえに保険給付請求ができないのに対して、責任保険（サード・パーティ保険）であるとするれば、 X_2 は保険給付請求ができる可能性があるのではないかと解されるからである⁽²⁸⁾。

本条項を傷害保険ととらえる説によれば、本条項の約款では、保険給付請求権者と賠償義務者との間で損害賠償額が確定していると否にかかわらず、保険者と保険給付請求権者との間の協議で保険金の額を決定すると定められていることから（SAP無保険車傷害条項9条2項）、本条項を傷害保険ととらえる⁽²⁹⁾。しかし、約款規定（同1条1項）からすれ

年）（同『保険の現代的課題3巻』（成文堂・1995年）所収）、東京海上火災保険株式会社編『損害保険実務講座第6巻自動車保険』289頁～290頁（有斐閣・1990年）、山下丈「無保険車傷害保険」『自動車保険の法律問題』金商別冊3号135頁（1991年）、同「無保険車傷害保険の現状と課題」加藤一郎＝木宮高彦編『自動車事故の損害賠償と保険』452頁（有斐閣・1992年）、鴻・前掲注(17)頁263頁・267頁～268頁（金澤理筆）、金澤理『保険と補償の法理』34頁（成文堂・1998年）、『(1998年版)自家用自動車総合保険の解説（SAP）』103頁（保険毎日新聞社、1998年）、肥塚・前掲注(25)126頁、損害料率算出機構編『自動車保険論（第24版）』165頁（損害保険総合研究所・2006年）。

(27) 肥塚・前掲注(25)133頁～134頁。

(28) 拙稿・前掲注(3)196頁。

自動車保険における胎児の保険給付請求の可否

ば、本条項は、無保険自動車の運行供用者に賠償義務がある場合に限ってその履行を保険者が肩代わりするという趣旨であって、保険者としては、第三者の有責行為に起因する損害を填補することを約束したのであり、経済的には、賠償義務の履行につき有責第三者に融資しているのと同じ機能を果たしていると解される⁽³⁰⁾。つまり、加害者の損害賠償責任を保険者が一時肩代わりしているともいえる⁽³¹⁾。さらに、被害者保護を図るという本条項の趣旨からしても、同じことがいえよう⁽³²⁾。

また、【3】の判決文において、裁判所が本条項と賠償責任条項（対人賠償保険）とを比較しているが、これよっても同じような結論に到達する。賠償責任条項では、被保険自動車の所有等に起因して他人の生命または身体を害することにより、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金が支払われる（SAP賠償責任条項1条1項）。ここにいう「他人」とは、被保険者以外のすべての者をいい、「法律上の賠償責任」とは、債務不履行に基づく責任の他、自賠法3条、民法709条・715条等の不法行為上の責任をいうとされる⁽³³⁾。この場合、法律上の賠償責任には胎児に対するそれも含まれると解されることから（民法721条）、【3】の判決文のように、「他人」には胎児を含むと解されることになる⁽³⁴⁾。それゆえに、本条項と賠償責任条項とを比較すると、賠償責任条項が保険契約者側が加害者となる場合の保険であるのに対して、本条項は保険契約者側が被害者となる保険であることに違いを見出しうるが、両条項は、保険事故については基本的にほぼ

(29) 鴻・前掲注(17)264頁（金澤筆）。同旨、肥塚・前掲注(25)139頁。

(30) 倉澤康一郎「判批」判評340号53頁・55頁（判時1227号199頁・201頁）（1987年）。

(31) 石田満『増補自動車保険の諸問題（第2版）』36頁～37頁（損害保険企画・1985年）。

(32) 拙稿・前掲注(2)判評25頁（判時197頁）。

(33) 『解説（SAP）』前掲注()27頁～28頁。

(34) 判時1841号142頁。拙稿・前掲注(2)判評25頁（判時197頁）。

同じものを想定しており、賠償責任の存在を前提としている点において
(35)
共通する。

これらによれば、本条項の填補範囲は第三者の有責行為に起因する損害であるということになり、本条項を責任保険ととらえることができる。

3. 無保険車傷害条項における胎児の保険給付請求の可否

(1) 搭乗者傷害条項と無保険車傷害条項との比較

自動車保険の約款条項で、胎児を被保険者として明記するものは見当たらないことから、胎児に関する保険給付請求の可否について判断する場合には、約款条項の規定の解釈によることになる。本条項における被保険者の範囲について検討する場合、本条項と同じく任意自動車保険を構成し、胎児の取扱に関して争われた【2】の対象となっている搭乗者傷害条項との比較から始める。

搭乗者傷害条項と本条項とを比較すると、後者において加害者に対する損害賠償請求権の存在を前提としている点が、両条項における最大の違いであると解する。すなわち、本条項では、加害車両が無保険自動車であることから、加害者から十分な補償が得られないということが前提となるゆえに、加害者による補償が十分であれば、本条項は機能しない。ということは、一方では、被害者が加害者に対して損害賠償を請求できるということがあり、他方では、それが十分に補償されない事態になれば、本条項で補償されるということになる。それゆえに、本条項が機能する前提としては、交通事故による傷害等に起因する損害賠償責任と無保険自動車の存在が必要とされる。これに対して、搭乗者傷害条項では、前述のように、たとえ相手車両がいたとしても相手方の責任の有無に左右されることなく補償される。それゆえに、両条項は保険事故において違いが見られるので、被保険者についても違うことになると解される。

以上のことから、【2】は本条項を扱う本件の解釈には影響しないと

(35) 拙稿・前掲注(2)判評25頁(判時197頁)。

考える。

(2) 無保険車傷害条項の解釈

本条項の被保険者は、(i) 保険証券記載の被保険者（記名被保険者）(SAP 無保険車傷害条項2条1号)、(ii) 記名被保険者の配偶者（同2号）、(iii) 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族（同3号）、(iv) 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子（同4号）、(v) 前記以外の者で、被保険自動車の正規の乗車装置または当該装置のある室内に搭乗中の者をいう（同5号）。

これらを【3】～【5】に照らし合わせてみると、 X_1 は記名被保険者であることから1号被保険者であり、 X_3 は X_1 の配偶者であることから2号被保険者であるといえる。そして、これらの規定の文言を形式的にみると、「被保険者」は⁽³⁶⁾いずれも自然人に限られるように解される。そうであるとすると、本条項には民法721条に相当する規定がないから、事故当時胎児であった X_2 は、「被保険者」のいずれにも該当しない。しかし、 X_2 は、事故当時、胎児として X_3 の母体内にいて本件事故に遭遇し、後遺障害の原因事実が発生したのであり、 X_2 の後遺障害は X_3 の身体に対する事故による結果に他ならず、 X_2 は、⁽³⁷⁾出生することで独立の法人格を取得している（民法3条1項）と解される。それゆえに、 X_2 は本条項の被保険者に該当する可能性があると考えられないこともない。

これについて、【3】は、 X_2 は、本条項2条3号から5号のいずれかの被保険者に該当すると明記しているのに対して、⁽³⁸⁾【5】は、本件傷害等による損害について、記名被保険者の同居の親族に生じた傷害等による損害に準ずるものと判示するにとどまり、被保険者に該当するか否か

(36) 山野・前掲注(1)552頁。

(37) 胎児自体が侵害を受ける場面には種々のものが存在するが（四宮和夫『不法行為（事務管理・不当利得・不法行為）中巻・下巻』491頁（青林書院・1992年））、【3】～【5】は、母への侵害により、胎児が母親とともに侵害される場合に該当しよう。

(38) これに対する批判について、山野・前掲注(1)553頁参照。

については明らかにしていない。⁽³⁹⁾と⁽³⁹⁾はいうものの、そもそも、本条項において被保険者に該当しなければ保険金は支払われないのであるから、【5】はX₂は被保険者に該当するという趣旨であると解されるのではなからうか。

しかし、前述のように、「被保険者」はいずれも自然人に限られるとする見解によれば、⁽⁴⁰⁾胎児は「被保険者」に含まれないこととなる。そうであるとする、自動車事故における被害者保護という本条項の趣旨からすれば、本条項において胎児に対して保険給付請求権を認めることができるという結論を導き出すことができるのではなからうか。というのは、本条項の「被保険者」に胎児を含まないと解するならば、事故当時胎児であった者が母体内において発生した事故により被った後遺障害等について加害者に対して損害賠償請求権を有するゆえに（民法721条）、本条項に定める填補損害が存在するにもかかわらず（SAP 無保険車傷害条項1条・4条）、「被保険者」に該当しないとして保険金給付を受けることができないという、被害者である保険契約者側にとって好ましくない結果に陥るからである。このような結果を回避するためには、本条項は加害者の賠償責任の存在を前提にするものであることから、その解釈にあたっては、民法721条という不法行為責任に関する規定に連動させるべきではなからうか。

これらのことと【3】～【5】を照らし合わせてみると、民法721条によって権利能力を擬制することの法的性質ないし法律効果の解釈に⁽⁴¹⁾関して、いわゆる停止条件説と解除条件説とが存在するが、【3】～【5】では、X₂が事故後に生きて生まれたのであるから、どちらの説をとったとしても結論に違いはないといえる。

(39) 山野・前掲注(1)551頁～552頁。

(40) 山野・前掲注(1)552頁。

(41) 加藤・前掲注(1)342頁（植林筆）。

おわりにかえて

自賠責保険における胎児の保険給付請求の可否については、次のように考える。自賠責法上、自動車の運行に起因した事故により被害者となった者が加害者に対して損害賠償請求権を有することから、また、自賠責法4条は、損害賠償責任については、自賠責法3条の他に民法の規定の適用を認めていることから、たとえ胎児であっても、民法721条に基づき損害賠償請求権を有する限りにおいて、自賠責法上の他人に該当する。自賠責法16条1項の趣旨について、被害者を表面に浮かび上がらせるとともに、保険会社を損害賠償についての交渉の当事者に引き出し、被害者に対する迅速な保護・救済を期したものであるとされていることから、たとえ事故当時胎児であった者であっても、自賠責法上、3条にいう他人に該当し、16条1項に基づいて保険会社に対して直接的に損害賠償を請求できると解される。

搭乗者傷害条項における胎児の保険給付請求の可否については、次のように考える。事故当時胎児であった者は権利能力を有する立場にはないことから、搭乗者傷害条項にいう被保険者は自然人をいうと解するべきであろう。というのは、搭乗者傷害条項では、被保険自動車に搭乗中に傷害を被った者が保険事故の対象となり、保険金が支払われるわけであるが、それは搭乗者傷害条項に定める要件を充足するとともに、その者に権利能力が備わっていることが必要とされ、権利能力がない限り、そもそもその者には請求権は発生しないと解されるからである。

無保険車傷害条項における胎児の保険給付請求の可否については、次のように考える。無保険車傷害条項の規定の文言を形式的にみると、「被保険者」はいずれも自然人に限られるように解される。そうであるとする、本条項には民法721条に相当する規定がないから、事故当時胎児であった者は「被保険者」に該当しない。しかし、事故当時、胎児として母体内にいて事故に遭遇し、後遺障害の原因事実が発生した者に

ついて、その後遺障害は母の身体に対する事故による結果に他ならず、子供は、出生することで独立の法人格を取得していると解される。それゆえに、事故当時胎児であった者は「被保険者」に該当する可能性があると考えられないこともない。とはいうものの、「被保険者」はいずれも自然人に限られるとする見解によれば、胎児はこれに含まれないこととなるが、自動車事故における被害者保護という本条項の趣旨からすれば、無保険者傷害項において胎児に対して保険給付請求権を認めることができるという結論を導き出すことができるのではなかろうか。